

4 音環境の保全

工場・事業場及び建設作業に対する監視・指導を実施していきます。自動車交通による騒音・振動については、道路構造面での対策などの道路交通騒音防止対策を検討していきます。また、新幹線騒音に加えて在来鉄道の新線設置や大規模改修についての騒音対策指針が示されており、騒音調査を継続して実施します。

騒音(新幹線鉄道騒音を含む)に係る環境基準(環境基本法)の達成をめざします。

<実施事業等>

(1) 騒音の監視体制の整備

ア 道路に面しない地域における環境騒音調査

一般地域の騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が設定されており、平成12年度より、地域の騒音状況を代表する地点で騒音の状況の把握に努めています。平成20年度は定点8地点、準定点10地点で調査を行いました。調査結果は次のとおりです。

平成20年度

| 用途地域 | 測定地点 | 名称 | 区分 | 環境基準 類型 | 等価騒音 レベル (昼) dB | 等価騒音 レベル (夜) dB |
|--------|-------------|-------------------------|-----|------------|--------------------------|--------------------------|
| 第1種低層 | 仰木の里東六丁目4-1 | 仰木の里東幼稚園 | 定点 | A | 50 | 38 |
| 第1種中高層 | 比叡平三丁目1 | 山中比叡平支所 | 定点 | A | 47 | 40 |
| 第1種中高層 | 青山三丁目2-1 | 青山児童クラブ | 定点 | A | 53 | 45 |
| 第2種中高層 | 国分二丁目14-4 | 国分二丁目自治会館 | 準定点 | A | 48 | 40 |
| 第1種住居 | 坂本六丁目33-19 | 坂本市民会館 | 定点 | A | 47 | 42 |
| 第1種住居 | 際川四丁目7-1 | 唐崎小学校 | 準定点 | B | 50 | 38 |
| 第1種住居 | 茶戸町10-1 | 藤尾小学校 | 準定点 | B | 50 | 44 |
| 第1種住居 | 光が丘町4 | 晴嵐児童クラブ | 準定点 | B | 50 | 36 |
| 第1種住居 | 杉浦町16-2 | 市立膳所老人憩の家 | 準定点 | B | 44 | 37 |
| 市街化調整 | 真野四丁目6-1 | 真野支所 | 定点 | B | 52 | 44 |
| 市街化調整 | 牧一丁目1-24 | 上田上支所 | 定点 | B | 46 | 43 |
| 近隣商業 | 大門通16-40 | 長等市民センター | 準定点 | B | 54 | 47 |
| 商業 | 本堅田五丁目21-2 | 堅田駅西口土地区画事務所 | 定点 | C | 57 | 49 |
| 商業 | 中央二丁目2-5 | 中央支所 | 定点 | C | 54 | 45 |
| 商業 | 栄町3-15 | 栄一会自治会館 | 準定点 | C | 50 | 44 |
| 商業 | におの浜二丁目2-28 | 社会福祉法人おおみ福祉会 におの浜保育園 | 準定点 | C | 56 | 43 |
| 商業 | 御陵町4 | 皇子山総合運動公園 | 準定点 | C | 52 | 42 |
| 準工業 | 富士見台12-28 | 富士見台1区自治会館 | 準定点 | C | 56 | 42 |

全ての地点で環境基準を満たしていました。

イ 自動車騒音の常時監視

平成13年4月1日より特例市に移行したことに伴い、騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係わる事務が本市の事務となりました。道路に面する地域も一般地域と同様に環境基準が設定されており、一定の地域ごとに騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面的評価」により行うこととされています。これに基づき、平成20年度は、伊香立浜大津線他において騒音の測定、評価を行いました。その結果、全体で昼夜とも環境基準に適合した戸数の割合は、約98%でした。(常時監視と言っても必ずしも年間を通じて連続的に監視する必要はなく、通常は年間を代表する1日について把握しています。)

自動車騒音常時監視結果

| 路線名 | 評価区間 | センサス区間番号 | 評価区間の延長(km) | 評価対象住居等戸数(戸) | 昼間・夜間とも基準値以下 | | 昼間のみ基準値以下 | | 夜間のみ基準値以下 | | 昼間・夜間とも基準値超過 | |
|----------|----------------|----------|-------------|--------------|--------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|--------------|-------|
| | | | | | 戸数 | 割合(%) | 戸数 | 割合(%) | 戸数 | 割合(%) | 戸数 | 割合(%) |
| 大津信楽線 | 瀬田 神領町～平野二丁目 | 64036 | 4.3 | 65 | 65 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 大津信楽線 | 平野二丁目～上田上 牧町 | 4037 | 2.5 | 60 | 60 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 新名神高速道路 | 上田上 平野町～平野 | 10001 | 0.3 | 3 | 3 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 平野草津線 | 平野二丁目～平野二丁目 | 4091 | 1.5 | 3 | 3 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 南郷桐生草津線 | 平野二丁目～桐生三丁目 | 6008 | 3.3 | 95 | 95 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 南郷桐生草津線 | 黒津四丁目～黒津三丁目 | 6007 | 0.3 | 11 | 11 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 南郷桐生草津線 | 黒津五丁目～中野二丁目 | 6007 | 4.8 | 229 | 229 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 大津南郷宇治線 | 石山 南郷町～石山 外畑町 | 34017 | 3.9 | 18 | 18 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 宇治田原大石東線 | 大石東六丁目～大石龍門 | 6404 | 1.6 | 102 | 102 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 宇治田原大石東線 | 大石龍門～大石 小田原一丁目 | 36404 | 3.2 | 50 | 50 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 大津湖岸線 | 丸の内町～御殿浜 | 6001 | 1.2 | 337 | 266 | 78.9 | 31 | 9.2 | 0 | 0.0 | 40 | 11.9 |
| 大津湖岸線 | 御殿浜～松原町 | 6006 | 1.4 | 251 | 238 | 94.8 | 12 | 4.8 | 0 | 0.0 | 1 | 0.4 |
| 不動寺本堂線 | 枝三丁目～里五丁目 | 46010 | 1.1 | 180 | 180 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 伊香立浜大津線 | 伊香立 下在町～伊香立 南 | 64102 | 3.9 | 51 | 51 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 伊香立浜大津線 | 仰木四丁目～仰木三丁目 | 64102 | 1.4 | 123 | 123 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 伊香立浜大津線 | 坂本八丁目～坂本五丁目 | 64102 | 1.6 | 149 | 149 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 伊香立浜大津線 | 坂本五丁目～神宮町 | 4103 | 4.9 | 701 | 699 | 99.7 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 2 | 0.3 |
| 伊香立浜大津線 | 神宮町～浜大津一丁目 | 4118 | 3 | 726 | 725 | 99.9 | 0 | 0.0 | 1 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| 大津草津線 | 浜大津一丁目～丸の内町 | 4042 | 3.1 | 612 | 609 | 99.5 | 2 | 0.3 | 0 | 0.0 | 1 | 0.2 |
| 市道 幹1042 | 中央四丁目～松本一丁目 | 0 | 0.3 | 172 | 172 | 100.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | | | 43.3 | 3873 | 3783 | 97.7 | 45 | 1.2 | 1 | 0.1 | 44 | 1.1 |

* 評価の方法

対象道路を、交通量などが概ね一定とみなされる区間に区切り、その区間内の両側50mの範囲に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音レベルが環境基準を満足している建物の戸数割合を算出。

ウ 新幹線鉄道騒音・振動調査

新幹線鉄道騒音については、地域の類型ごとに環境基準が設定されています。

本市では、新幹線鉄道騒音調査を3地点で実施しています。

新幹線鉄道騒音調査結果

| 測定年月日 | 測定場所(路線最寄地点の地名) | 用途地域及び地域類型 | 東京起点の距離(km) | 測定地点側の軌道のり下りの別 | 列車速度(km/h:平均値) | 構造物の種類 | | | 防音壁 | | 測定結果 | | 全測定本数 上/下 |
|-----------|-----------------|------------|-------------|----------------|----------------|--------|-----------|----------------|------|-------------|----------|-----|--------------|
| | | | | | | 種類 | 軌道面の高さ(m) | 軌道の種類(バラストの有無) | 種類 | 軌道面からの高さ(m) | 騒音(デシベル) | | |
| | | | | | | | | | | | 25m | 50m | |
| H20.04.28 | 蛭谷 | 商業Ⅱ | 462.86 | 上り | 234 | 橋梁 | 8.3m | 橋梁 | 防音工 | 2.0m | 75 | 74 | 10/10 |
| H19.10.02 | 国分一丁目 | 1種住居Ⅰ | 463.97 | 下り | 235 | 盛土 | 4.6m | 有道床(無) | ラムダ型 | 2.2m | 71 | 65 | 10/10 |
| H19.06.28 | 大江八丁目 | 工業Ⅱ | 460.70 | 下り | 239 | 盛土 | 5.5m | 有道床(無) | 防音壁 | 2.4m | 76 | 72 | 7/13 |

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」等が定められています。「騒音に係る環境基準」では道路に面する地域と道路に面しない地域のそれぞれについて地域の類型及び時間の区分ごとに基準値を設定しています。

平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音の評価手法が騒音の中央値(LA50, T) から等

価騒音レベル($L_{Aeq, T}$)に変更されるとともに基準値が変更され、平成 11 年 4 月より施行されています。騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定については、県において告示されています。

(単位：デシベル)

| | | 環境基準の値(昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00)) | | |
|------------|-----------------------------|--|--|-----------------------------|
| 区分 地域類型 | 道路に面する地域以外の地域 | 道路に面する地域(道路交通騒音が支配的な音源である地域) | | |
| | | 幹線交通を担う道路に近接する空間 ・2車線以下:15m ・2車線超 :20m | 幹線交通を担う道路に近接する空間の背後に存する建物の中高層部に位置する住居等 | |
| AA | 50以下/40以下 | | | |
| A | 55以下/45以下 1車線道路に面する地域を含む | 60以下/55以下 (2車線以上) | 70以下/65以下 屋内へ透過する騒音に係る基準 45以下/40以下 | 屋内へ透過する騒音に係る基準 45以下/40以下 |
| B | | 65以下/60以下 (2車線以上) | | |
| C | | 65以下/60以下 (1車線以上) | | |
| 除外地域 | | | | |

・環境基準類型

- AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A:専ら住居の用に供される地域
- B:主として住居の用に供される地域
- C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- ・幹線交通を担う道路:高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は新幹線鉄道沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するため、地域の類型ごとに基準値を設定しています。新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域については、県において告示されています。

新幹線鉄道の騒音の環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示)

| 地域の類型 | 基準値 (ピークレベルの平均値) | 備考 |
|-------|---------------------|---|
| I | 70デシベル以下 | Iをあてはめる地域:主として住居の用に供される地域 |
| II | 75デシベル以下 | IIをあてはめる地域:商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 |

(2) 工場・事業場、建設作業騒音・振動に対する監視指導

ア 工場・事業場の対策

(7) 法令等による規制

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動を防止することによって生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内における特定工場や特定建設作業から発生する騒音・振動について規制を行っています。

a 工場・事業場に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する者には届出義務を課すとともに、敷地境界で規制基準を定め遵守義務を課しています。

騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

| | 朝 | 昼 | 夕 | 夜間 |
|-------|---------------|---------------|----------------|-------------------|
| | 午前6時～ 午前8時 | 午前8時～ 午後6時 | 午後6時～ 午後10時 | 午後10時～ 翌日の午前6時 |
| 第1種区域 | 45 | 50 | 45 | 40 |
| 第2種区域 | 50 | 55 | 50 | 45 |
| 第3種区域 | 60 | 65 | 65 | 55 |
| 第4種区域 | 65 | 70 | 70 | 60 |

注1. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注2. 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

| 区域区分 | 時間区分 | 昼間 | 夜間 |
|-------|------|-----------|-------------|
| | | 午前8時～午後7時 | 午後7時～翌日午前8時 |
| 第1種区域 | | 60 | 55 |
| 第2種区域 | | 65 | 60 |

工場・事業場に係る振動規制と騒音規制の区域区分との関係

| 地域 | 振動規制地域区分 | 騒音規制区域区分 |
|-----------|----------|----------|
| 住居系地域 | 第1種区域 | 第一種区域 |
| | | 第二種区域 |
| 商業系・工業系地域 | 第2種区域 | 第三種区域 |
| | | 第四種区域 |

なお、市ではこれらの法令に基づく届出及び規制に関する事業者向けパンフレットを作成し、市内事業者に配布しています。法令等に係る市内の工場・事業所数と施設数は次のとおりです。

騒音規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

| 施設の種類の番号 | 施設の種類の名称 | 施設総数 | 施設の種類の番号 | 施設の種類の名称 | 施設総数 |
|----------|----------|-------|----------|------------|-------|
| 1 | 金属加工機械 | 483 | 7 | 木材加工機 | 118 |
| 2 | 空気圧縮機等 | 2,215 | 8 | 抄紙機 | 4 |
| 3 | 土石用破砕機等 | 147 | 9 | 印刷機械 | 110 |
| 4 | 織機 | 472 | 10 | 合成樹脂用射出成型機 | 101 |
| 5 | 建設用資材製造機 | 11 | 11 | 鋳造型機 | 0 |
| 6 | 穀物用製粉機 | 30 | | | |
| | | | | | 3,691 |

特定工場等総数

379

振動規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

| 施設の種類 | 施設総数 | 施設の種類 | 施設総数 |
|------------------|------|--------------------|-------|
| 1 金属加工機械 | 569 | 6 木材加工機械 | 2 |
| 2 圧縮機 | 558 | 7 印刷機械 | 28 |
| 3 土石用破碎機等 | 162 | 8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機 | 7 |
| 4 織機 | 96 | 9 合成樹脂用射出成型機 | 147 |
| 5 コンクリートブロックマシン機 | 0 | 10 鋳造型機 | 0 |
| | | | 1,569 |

| | |
|----------------|------------|
| 特定工場等総数 | 170 |
|----------------|------------|

騒音規制法に基づく特定施設は 379 工場・事業場に設置されている 3,691 施設で、施設の種類の空気圧縮機・送風機が 2,215 台(60%)と最も多く、次いで金属加工機械となっています。

振動規制法に基づく特定施設は、170 工場・事業場に設置されている 1,569 施設で、施設の種類の圧縮機と金属加工機械で 1,127 台となっており全体の 72%を占めています。

b 建設作業の対策

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業を特定建設作業として定め、届出義務を課すとともに、敷地境界での規制基準を定めています。

市では届出受付時に周辺住民への事前説明を実施することなどについても指導を行っています。

平成 20 年度における法律及び条例に基づく特定建設作業実施届出の届出状況は次のとおりです。

騒音規制法に基づく届出は、削岩機を使用する作業が最も多く振動規制法に基づく届出でも、ブレイカーを使用する作業が最も多くなっています。

市条例に基づく届出では、騒音関係作業で油圧破壊機を使用する作業及びインパクトレンチを使用する作業が大半を占め、振動関係作業はすべて振動ローラーを使用する作業となっています。

各種法令に基づく特定建設作業実施届出状況（平成 20 年度）

（騒音規制法）

| 作業の種類 | 件数 |
|-----------------------|-----|
| 1 くい打機等を使用する作業 | 8 |
| 2 びょう打を使用する作業 | 0 |
| 3 削岩機を使用する作業 | 113 |
| 4 空気圧縮機を使用する作業 | 2 |
| 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 0 |
| 6 バックホウを使用する作業 | 8 |
| 7 トラクターショベルを使用する作業 | 0 |
| 8 ブルドーザーを使用する作業 | 6 |
| 計 | 137 |

（振動規制法）

| 作業の種類 | 件数 |
|-----------------|----|
| 1 くい打機等を使用する作業 | 10 |
| 2 鉄球を使用して破壊する作業 | 0 |
| 3 舗装版破碎機を使用する作業 | 0 |
| 4 ブレイカーを使用する作業 | 56 |
| 計 | 66 |

(市条例)

| | 作業の種類 | 件数 |
|----|-------------------|-----|
| 騒音 | 1 インパクトレンチを使用する作業 | 22 |
| | 2 火薬を使用する破壊作業 | 2 |
| | 3 掘削機械を使用する作業 | 14 |
| | 4 油圧破壊機を使用する解体作業 | 37 |
| | 小計 | 75 |
| 振動 | 1 火薬を使用する破壊作業 | 0 |
| | 2 振動ローラーを使用する作業 | 34 |
| | 小計 | 34 |
| | 計 | 109 |

(3) 移動発生源対策の推進

ア 自動車交通騒音・振動対策の推進

本市は、名神高速道路、国道1号、国道161号、京滋・西大津・志賀バイパス、湖西道路等の幹線道路が通過しており、沿線住民から主に騒音の苦情や対策の要望が寄せられています。

これらのうち、自動車専用道路については防音壁の設置等の対策が行われていますが、一般国道等については抜本的な対策が難しく、早急な解決は困難な状況にあり、交通、物流対策の整備等を含めた総合的な対策が必要となっています。

なお、京滋・西大津バイパスについては、計画時に環境アセスメントが実施され、防音壁の設置等必要な対策が施され、交通・道路行政とあわせた総合的な対応が行われています。

本市においては、沿線住民より自動車騒音の苦情に対して、騒音の実態調査を実施した結果、法律に定められた基準等の超過が認められた区間があった場合は、管理者に対して防音壁の設置や路面の性状改善等の要望を行っています。

要請限度

自動車本体から発生する騒音を低減する対策として騒音規制法では「自動車騒音の大きさの許容限度」が定められています。

環境対策として同法では自動車騒音の限度を定める省令(いわゆる自動車騒音の要請限度)が定められており、測定に基づき騒音が限度を超え周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会に交通規制の要請や道路管理者に道路構造の改善等の意見を述べることができるとされています。

また、振動規制法では、自動車本体の規制はありませんが、環境省令で道路交通振動の要請の限度が定められており、騒音と同様、測定に基づき交通規制の要請や道路構造の改善等の意見具申ができるとされています。

自動車騒音の要請限度（平成12年総理府令第15号）

（単位：デシベル）

| 時間の区分 | | 区域の区分 | | 幹線交通を担う道路に近接する区域 |
|-------|-------------|-------|-----|------------------|
| | | 1 | 2 | |
| 昼間 | 6:00～22:00 | 6 5 | 7 0 | 7 5 |
| 夜間 | 22:00～翌6:00 | 5 5 | 6 5 | 7 0 |

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路に近接する空間：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道から20m（2車線以下の道路の場合は15m）の範囲

道路交通振動の要請限度(昭和 51 年・総理府令)

（単位：デシベル）

| 時間の区分 | | 区域の区分 | |
|-------|-------------|-------|-------|
| | | 第1種区域 | 第2種区域 |
| 昼間 | 午前8時～午後7時 | 6 5 | 7 0 |
| 夜間 | 午後7時～翌日午前8時 | 6 0 | 6 5 |

| | |
|-------|--|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 |

a 道路交通騒音定点調査

本市では、自動車交通騒音の状況を把握するために、昭和 55 年より主要幹線道路沿線において経年的に調査を実施しており、平成 20 年度も国道 161 号、国道 1 号、主要地方道伊香立浜大津線及び一般県道大津湖岸線で実施しました。

道路交通騒音調査結果

（平成20年度）

| 道路名 | 国道161号 | 国道1号 | 主要地方道 伊香立浜大津線 | 一般県道 大津湖岸線 |
|------------------------|--------|--------------------|------------------|---------------|
| 調査場所 | 雄琴支所 | 環境大気常時監視 測定局逢坂局 | 滋賀支所 | 膳所浄水場 |
| 用途地域 | 商業地域 | 第2種住居地域 | 第1種住居地域 | 第1種住居地域 |
| 環境基準の類型 | C | B | B | B |
| 要請限度の地域区分 | c | b | b | b |
| 車線数 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 道路からの距離 | 5.9m | 5.1m | 4.9m | 4.5m |
| 騒音レベル(Leq) 単位(デシベル) | 昼間 | 69 | 69 | 68 |
| | 夜間 | 66 | 68 | 61 |
| 環境基準(Leq) 単位(デシベル) | 昼間 | 70 | | |
| | 夜間 | 65 | | |
| 要請限度(Leq) 単位(デシベル) | 昼間 | 75 | | |
| | 夜間 | 70 | | |

*この調査では面的な評価を行っていません。

*昼間6:00～22:00、夜間22:00～翌6:00

*要請限度の区域区分について a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として居住の用に供される区域

c区域：相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される区域

b 名神高速道路

市内の道路延長 12.1km(トンネル部分 0.7kmを含む)のうち、騒音対策として平成 20 年 3 月末現在で防音壁が上り 6.29km、下り 5.82kmの延べ 12.37km設置されています。また、平成 2 年度からは防音壁のかさあげ工事も行われています。

沿線住民からの騒音苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、西日本高速道路株式会社に防音壁の設置、改良を要望しています。

平成 20 年度は沿線での騒音調査は実施しませんでした。

c 京滋バイパス

国道 1 号の慢性化した渋滞の緩和を目的として、滋賀県草津市～京都府久世郡久御山町間(約 27km)が昭和 63 年 8 月に開通しました。本市では、バイパス周辺の環境監視を行うため、石山地区に測定局を設置し、騒音の常時監視を行っています。

石山局騒音常時監視結果(平成 20 年度)

(単位:デシベル)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 昼間 | 60.5 | 66.6 | 60.0 | 61.2 | 61.5 | 60.4 | 59.9 | 61.1 | 60.3 | 59.7 | 61.9 | 61.7 | 62 |
| 夜間 | 56.1 | 57.2 | 56.5 | 57.3 | 55.4 | 56.4 | 56.1 | 55.5 | 55.5 | 55.2 | 55.7 | 55.5 | 56 |

d 西大津バイパス

西大津バイパスは昭和 56 年 10 月に藤尾(国道 1 号)～皇子山ランプまでの一部供用が開始され、平成 7 年 2 月に坂本ランプまでの区間が、平成 8 年 4 月に坂本ランプと湖西道路を接続する高架橋が開通しました。

当道路については、既存の住宅地を通過していることもあって、沿線の住宅部分には防音壁が設置され、自動車騒音の低減が図られています。

平成 20 年度は沿線の 6 箇所において、騒音調査を実施しました。

| 調査箇所 | 測定結果(等価騒音レベル L_{Aeq}) | |
|-------------|--------------------------|-------------------|
| | 単位:デシベル | |
| | 昼間 6:00~22:00 | 夜間 22:00~翌6:00 |
| 木の岡町 41 地先 | 58 | 56 |
| 木の岡町 28 地先 | 59 | 57 |
| 唐崎三丁目地先 | 55 | 50 |
| 千石台 14 地先 | 52 | 50 |
| 高砂町 33 地先 | 56 | 53 |
| 穴太一丁目 16 地先 | 55 | 54 |

e 湖西道路

湖西道路は、国道 161 号バイパスとして、平成元年 3 月に坂本三丁目の坂本北インターから荒川の志賀インターまでの全区間 17.9kmの全線が開通しました。当初、日本道路公団が管理する一般有料道路でしたが、日本道路公団の民営化にあたり、平成 17 年 8 月 1 日より国道として無料開放されました。

平成 20 年度は沿線の 9 箇所において、騒音調査を実施しました。(一部、国土交通省が調査を実施)

| 調査箇所 | 測定結果（等価騒音レベル L_{Aeq} ） 単位：デシベル | |
|--------------|-------------------------------------|-------------------|
| | 昼間 6：00～ 22：00 | 夜間 22：00～翌6：00 |
| 陽明町 16 地先 | 51 | 46 |
| 陽明町 18 西側地先 | 50 | 44 |
| 陽明町 18 東側地先 | 54 | 48 |
| 陽明町 21 地先 | 48 | 45 |
| 日吉台一丁目 2 地先 | 53 | 49 |
| 日吉台一丁目 10 地先 | 52 | 48 |
| 日吉台四丁目 2 地先 | 58 | 49 |
| 日吉台四丁目 10 地先 | 65 | 64 |
| 日吉台四丁目 14 地先 | 55 | 51 |

イ 鉄道騒音・振動対策の推進

a 新幹線

新幹線鉄道騒音については、JRにおいて、車両の改良や防音壁設置、レールの削正など音源対策が行われており、そのみでは達成が困難な場合には「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」に基づき住宅（昭和 51 年 3 月 9 日以前のもの）の防音工事、防振工事や移転工事が実施されています。この要綱に基づき本市では昭和 63 年度末までに 80 デシベル（ホン）対策として 214 戸、75 デシベル（ホン）対策として 86 戸が防音工事の適用を受けました。

調査の結果、環境基準等の超過が認められる区間については、防音壁の設置要望等を行っています。平成 20 年度は、騒音の低減に係る住民要望があった 5 箇所において騒音測定を行いました。

b 在来線

在来線鉄道については、新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針が平成 7 年 12 月に設定されています。既存の在来線についてはこの指針に入っていないませんが、騒音の低減に係る住民要望がある場合には騒音測定を行っています。

(4) 拡声器の使用等に関する規制・近隣騒音防止の啓発の推進

拡声器やカラオケの使用については条例においてその使用について規制等を行っています。

特に、住居系地域でのカラオケ装置の使用については、音響機器から発生する音が周辺の生活環境を損なうおそれがない場合以外は、午後 11 時から午前 6 時までの間は使用できないこととしています。

空調室外機、人の会話、ペットの鳴き声等の生活に起因する近隣騒音は、問題となる音が多種多様であること、一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうることから、住民相互の思いやりの問題として、意識の向上による解決を目指した指導や広報紙などで啓発を図っています。